

03

国分寺市の対応方針

03 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日
決定

国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置の実施を踏まえ、市民の生命と健康を守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、「緊急事態宣言に伴う国分寺市の対応方針」を決定した。

本方針は、今後の市の新型コロナウイルス感染症に対する取組を実行するための拠り所として位置づけをしている。

市民の生命と健康を全力で守るために 緊急事態宣言に伴う国分寺市の対応方針

令和2年4月10日
国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

令和2年4月7日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく国の緊急事態宣言が発出されました。

国分寺市では、国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置の実施を踏まえ、市民の生命と健康を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、以下のとおり対応します。

1. 法に基づく国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和2年2月3日に設置した市の新型コロナウイルス感染症対策本部を、4月7日以降は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく本部として位置づけ、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化します。

2. 市民への徹底的な外出の自粛を要請

次のことについて、市民へ周知徹底をします。

- 不要不急な外出は控える
- 換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なる場を避ける（「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」を避ける）
- やむを得ず外出をする場合も行列を作らず、人と人との間隔を約2メートル確保する
- 10名以上が集まる集会・イベントへの参加は控える

3. 市主催事業等の延期・中止

現在同様、市主催事業等も感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止の必要性を判断し、実施する場合も、徹底した感染拡大防止対策を行います。

4. 市内公共施設等の休業・休館

現在同様、市内公共施設等についての一部は臨時休業・休館をします。屋外施設に関しても同様の対応とします。

5. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応

- ①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、臨時休業をします。
- ②市内保育所等及び学童保育所は、引き続き開所しますが、子どもたちの安全確保と感染拡大防止の観点から、家庭保育が可能な場合は、特段の事情がない限り、登園の自粛を要請します。

6. 事業者への対応

経済情勢の激変における事業者への不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用し、事業者の経営の安定化に努めます。

7. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

8. 国分寺市役所の体制

感染拡大防止の観点から、各課の業務内容を見直し、在宅勤務を活用した職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、他部署の職員を応援要員として配置するなど機動的な対応をします。

9. 市役所窓口での手続き等

出勤する職員数の抑制と併せ、外出や接触の機会をできる限り回避し、市役所への来庁を自粛いただくことを基本として、次のとおり市役所窓口での手続き等を見直し、来庁者への感染リスクを抑制させます。

- ①窓口に来庁させる機会を抑制するため、手続き上可能なものに関しては郵送対応等を積極的に推奨します。
- ②相談業務に関しては、原則として対面での対応は中止とし、電話による対応に切り替えます。

10. プロジェクトチームを設置

国分寺市新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームを設置し、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応します。

11. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

12. 本方針に基づく実施期間

本方針に基づく実施期間は令和2年5月6日までとします。なお、対応にあたり、調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応します。

03 国分寺市の対応方針

令和2年5月5日 一部改訂

令和2年5月6日までを実施期間とする「緊急事態宣言に伴う国分寺市の対応方針」について、現在の情勢及び今後の市民生活を見据えた内容に改訂し、「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」として決定した。

主な変更点

- 外出の頻度等市民への外出自粛に関する具体的な内容を提示
- 児童・生徒への家庭内での学習環境の整備
- 市医師会など関係機関との連携
- 特別定額給付金の対応
- 方針の実施期間等今後の取扱い

市民の生命と健康と生活を全力で守るために

新型コロナウイルス感染症に関する 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日決定
令和2年5月5日一部改訂

令和2年4月7日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく国の緊急事態宣言が発出されました。

国分寺市では、国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置の実施を踏まえ、市民の生命と健康を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、以下のとおり対応します。

- 1. 法に基づく国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置**
令和2年2月3日に設置した市の新型コロナウイルス感染症対策本部を、4月7日以降は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく本部として位置づけ、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化します。
- 2. 市民への徹底的な外出の自粛を要請**
次のことについて、市民へ周知徹底をします。
 - 不要不急な外出は控える
 - 換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われる場を避ける（「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」を避ける）
 - 生活必需品の購入などやむを得ず外出をする場合は、なるべく代表者一人で行動し、行列を作らず、人と人との間隔を約2メートル確保する。また、その外出の頻度も3日に1回程度とする
- 3. 市主催事業等の延期・中止**
現在同様、市主催事業等も感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止の必要性を判断し、実施する場合も、徹底した感染拡大防止対策を行います。
- 4. 市内公共施設等の休業・休館**
現在同様、一部を除き市内公共施設等については、感染拡大防止の観点から臨時休業・休館を判断します。屋外施設に関しても同様の対応とします。
- 5. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応**
 - ①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、臨時休業します。
 - ②市内保育所等及び学童保育所は、引き続き開所しますが、子どもたちの安全確保と感染拡大防止の観点から、家庭保育が可能な場合は、特段の事情がない限り、登園の自粛を要請します。
 - ③児童・生徒の家庭での学習機会を確保するため、学習環境を整備します。
- 6. 事業者への対応**
経済情勢の激変における事業者への不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用し、事業者の経営の安定化に繋がります。

7. 医療機関との連携

市内感染者の増加を受け、今後、医療崩壊が生じることのないよう、国分寺市医師会など関係機関と連携をさらに強化し、情報共有や必要な支援等を行います。

8. 生活の支援

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「外出の自粛と人との接触を最大限削減し、人々が連携して一致団結し困難を克服すること」を目的に実施する特別定額給付金については、円滑に給付金を支給すべく努めるとともに、今後とも国・都等の動向等を注視し適切な対応を検討します。

9. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

10. 国分寺市役所の体制

感染拡大防止の観点から、各課の業務内容を見直し、在宅勤務を活用した職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、他部署の職員を応援要員として配置するなど機動的な対応をします。

11. 市役所窓口での手続き等

出勤する職員数の抑制と併せ、外出や接触の機会をできる限り回避し、市役所への来庁を自粛いただくことを基本として、次のとおり市役所窓口での手続き等を見直し、来庁者への感染リスクを抑制させます。

- ① 窓口に来庁させる機会を抑制するため、手続き上可能なものに関しては郵送対応等を積極的に推奨します。
- ② 相談業務に関しては、原則として対面での対応は中止とし、電話による対応に切り替えます。

12. プロジェクトチームを設置

国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチームを設置し、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応します。

13. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

14. 本方針に基づく実施期間

本方針の実施期間は新型コロナウイルス感染症の収束後までを日途としますが、具体的な終了期間は定めません。本方針に基づき、具体的な取組を進め、対応にあたり、調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応していくものとします。

03 国分寺市の対応方針

令和2年6月2日 一部改訂

国の緊急事態宣言の解除後も気を許すことなく、東京都が示したロードマップ等を踏まえ、市民の生命と健康と生活を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、新たな生活様式等も見据えた取組を実施するため、「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」の内容を改訂した。

主な変更点

- 「新しい生活様式」を心掛けた行動の周知
- 市主催事業、公共施設の対応
- 小中学校の教育活動再開、保育所・学童保育所の今後の対応
- ごみ収集業者や福祉サービス事業所等市民生活の維持に必要な事業等への支援
- 様々な生活支援策の実施
- 郵送対応等感染リスクを抑制させるための市役所窓口対応

市民の生命と健康と生活を全力で守るために

新型コロナウイルス感染症に関する 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日決定
令和2年5月5日一部改訂
令和2年6月2日一部改訂

令和2年4月7日付で発出された新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく国の緊急事態宣言が同年5月25日付で解除されました。

国分寺市では、国の緊急事態宣言の解除後も気を許すことなく、東京都が示したロードマップ等を踏まえ、市民の生命と健康と生活を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、新たな生活様式等も見据えた取組を実施するため、以下のとおり対応します。

- 1. 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の位置づけ**
緊急事態宣言が解除されたことに伴い、市の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス等対策特別措置法から市要綱に基づく本部に移行します。引き続き、感染症予防策に取り組むとともに、経済対策や生活支援にも重点を置き、総合的に新型コロナウイルス感染症対策を実施します。なお、再度、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに法に基づく本部に移行します。
- 2. 市民への新たな生活様式を心掛けた行動の周知**
人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスク着用や手洗い等の感染症予防を行うなど日常生活の中で「新しい生活様式」を心掛けた行動を市民へ周知します。
- 3. 市主催事業等の対応**
感染拡大防止の対策が十分に施され、参加者等の安全が確保できる事業等に関しては、実施します。ただし、感染症が再度拡大傾向に至った場合は、これまでと同様に感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止を判断します。
- 4. 市内公共施設等の対応**
屋外施設を含む各公共施設等における施設開館にあたっての運営方針を定め、方針に従った運用を行います。ただし、感染症が再度拡大傾向に至った場合は、これまでと同様に、感染拡大防止の観点から臨時休業・休館を判断します。
- 5. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応**
 - ①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、感染防止対策を徹底しながら、順次教育活動を再開していきます。なお、今後、感染症が再度拡大傾向に至った場合は、改めて適切な対応をします。
 - ②市内保育所等及び学童保育所は、まずは可能な場合、家庭保育の協力を依頼し、感染状況等を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階的に受け入れを拡大し、通常保育を再開していきます。なお、今後、感染症が再度拡大傾向に至った場合は、改めて適切な対応をします。
 - ③今後の感染症の状況も見据え、児童・生徒の家庭での学習機会も確保できるよう、学習環境を整備します。

6. 市内事業者への対応

経済情勢の激変における事業者の不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用し、事業者の経営の安定化に繋がります。

7. 医療機関との連携

市内感染者への適切な対応をはじめ、今後、感染症が再度拡大傾向に至った場合における医療崩壊等が生じることのないよう、国分寺市医師会など関係機関と連携をさらに強化し、情報共有や必要な支援等を行います。

8. 市民生活の維持に必要な不可欠な事業等への支援

市民生活に必要な不可欠なごみ収集運搬・処理業務や高齢者や障害者の生活を維持するうえで欠かせない介護保険・障害福祉サービス事業所が実施する福祉サービス等について、感染拡大防止を図りながら事業が継続されるように、必要な支援を行います。

9. 生活の支援

特別定額給付金については、引き続き円滑に支給を進めます。今後も市民等が置かれている現状や国・都等の動向等を注視しつつ、様々な生活支援策を切れ目なく実施します。

10. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

11. 国分寺市の体制

感染拡大防止の観点から、各課の業務内容を見直し、引き続き在宅勤務を活用した職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、他部署の職員を応援要員として配置するなど機動的な対応をします。

12. 市役所窓口での手続き等

出勤する職員数の抑制と併せ、感染拡大防止の観点から、外出や接触の機会をできる限り回避し、市役所への来庁を自粛いただくことを基本とします。市役所窓口での手続き等に関して郵送対応等の積極的な推奨などを引き続き実施するなど、各業務の実施にあたって来庁者への感染リスクを抑制させるための適切な対応をします。

13. プロジェクトチームを設置

国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチームを設置し、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応します。

14. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

15. 本方針に基づく実施期間

本方針の実施期間は新型コロナウイルス感染症の取束後までを目途としますが、具体的な終了期間は定めません。本方針に基づき、具体的な取組を進め、対応にあたり、調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応していくものとします。

03 国分寺市の対応方針

令和3年1月8日 一部改訂

緊急事態宣言の再発出に伴い、
「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」を改訂した。

主な変更点

- 市内事業者への市独自の支援策の実施
- 新型コロナワクチン接種に向けた体制整備
- 市職員の分散勤務等の実施
- 新型コロナウイルス感染症対策担当の設置による機動的な対応

市民の生命と健康と生活を全力で守るために

新型コロナウイルス感染症に関する 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日決定
令和2年5月5日一部改訂
令和2年6月2日一部改訂
令和3年1月8日一部改訂

令和2年4月7日付で発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく国の緊急事態宣言が同年5月25日付で解除されました。しかし、年末年始にかけて、新規感染者数の増加傾向が続き、高い水準にあることから、感染拡大を抑制するため、令和3年1月7日付で、再度発出されました。

国分寺市では、引き続き、気を許すことなく、国・東京都の動向等を踏まえ、市民の生命と健康と生活を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する取組を実施するため、以下のとおり対応します。

1. 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の位置づけ

市の新型コロナウイルス感染症対策本部は、感染症予防策に取り組むとともに、経済対策や生活支援にも重点を置き、総合的に新型コロナウイルス感染症対策を実施します。なお、緊急事態宣言の発出に伴い、速やかに市の要綱から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本部に移行します。

2. 市民への感染拡大防止に向けた行動の周知

人と身体的距離をとることにより接触を減らすこと、マスク着用や手洗い等の感染症予防を行うなど日常生活の中で「新しい生活様式」を心掛けた行動を市民へ周知します。なお、感染が拡大している過程においては、不要不急の外出抑制など更なる感染拡大を防止する行動を求めます。

3. 市主催事業等の対応

感染拡大防止の対策が十分に施され、参加者等の安全が確保できる事業等に関しては、実施します。ただし、感染が拡大している過程においては、感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止を判断します。

4. 市内公共施設等の対応

屋外施設を含む各公共施設等における施設開館に当たっての運営方針を定め、方針に従った運用を行います。ただし、感染が拡大している過程においては、感染拡大防止の観点から臨時休業・休館を判断します。

5. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応

- ①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。感染拡大防止に向けて、国や東京都の動向を踏まえた適切な対応をします。
- ②市内保育所等及び学童保育所は、感染防止対策を徹底しながら通常保育を継続します。感染拡大防止に向けて、国や東京都の動向を踏まえた適切な対応をします。
- ③今後の感染症の状況も見据え、児童・生徒の家庭での学習機会も確保できるよう、学習環境を整備します。

6. 市内事業者への対応

経済情勢の激変における事業者の不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用するとともに、市の独自策を講じ、事業者の経営の安定化に繋がります。

7. 医療機関との連携

市内感染者への適切な対応をはじめ、医療崩壊が生じることのないよう、国分寺市医師会など関係機関と連携をさらに強化し、情報共有や必要な支援等を行います。また、市民への新型コロナウイルスワクチンの接種については、万全の体制を整え実施します。

8. 市民生活の維持に必要な不可欠な事業等への対応

市民生活に必要な不可欠なごみ収集運搬・処理業務や高齢者や障害者の生活を維持するうえで欠かせない介護保険・障害福祉サービス事業所が実施する福祉サービス等について、感染拡大防止を図りながら事業が継続されるように、必要な対応を行います。

9. 生活の支援

市民等が置かれている現状や国・東京都等の動向等を注視しつつ、様々な生活支援策を切れ目なく実施します。

10. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

11. 国分寺市の体制

感染拡大防止の観点から、各課の業務内容を見直し、密を回避した分散勤務等の職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、他部署の職員を応援要員として配置するなど機動的な対応をします。

12. 市役所窓口での手続き等

職員の分散勤務等の実施と併せ、感染拡大防止の観点から、外出や接触の機会をできる限り回避し、市役所への来庁を自粛いただくことを基本とします。市役所窓口での手続き等に関して郵送対応等の積極的な推奨などを引き続き実施するなど、各業務の実施に当たって来庁者への感染リスクを抑制させるための適切な対応をします。

13. 新型コロナウイルス対策担当を中心とした機動的な対応

新型コロナウイルス対策担当を中心として庁内連携をして、新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応します。

14. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

15. 本方針に基づく実施期間

本方針の実施期間は新型コロナウイルス感染症の収束後までを目途としますが、具体的な終了期間は定めません。本方針に基づき、具体的な取組を進め、対応にあたり、調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応していくものとします。

03 国分寺市の対応方針

令和3年3月19日 一部改訂

緊急事態宣言解除に伴い、「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」を改訂した。

主な変更点

- **新型コロナワクチン接種に関して、新たに項目立てし、具体的な対応を進めることとした**

市民の生命と健康と生活を全力で守るために

新型コロナウイルス感染症に関する 国分寺市の対応方針

令和2年4月10日決定
令和2年5月5日一部改訂
令和2年6月2日一部改訂
令和3年1月8日一部改訂
令和3年3月19日一部改訂

国分寺市では、国・東京都の動向等を踏まえ、市民の生命と健康と生活を全力で守り、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する取組を実施するため、以下のとおり対応します。

- 1. 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置**
国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部は、市内における感染症予防のための方策を検討するとともに、経済対策や生活支援にも重点を置き、総合的な新型コロナウイルス感染症対策を進めます。
- 2. 新型コロナワクチン接種に向けた対応**
新型コロナウイルス感染症の免疫を高め、発症・重症化を予防し、まん延を防止するための新型コロナワクチン接種については、国が確保したワクチン供給状況を踏まえ、重症化の恐れのある高齢者から順次開始します。今後供給されるワクチンを円滑に市民が接種できるよう、関係機関と連携しながら、万全の体制を整えて実施するとともに、様々な広報媒体を活用して、正しい情報を速やかに市民に提供できるよう努めます。
- 3. 市民への感染拡大防止に向けた行動の周知**
人と身体的距離をとることにより接触を減らすこと、マスク着用や手洗い等の感染症予防を行うなど日常生活の中で「新しい生活様式」を心掛けた行動を市民へ周知します。なお、感染が拡大している過程においては、不要不急の外出抑制など更なる感染拡大を防止する行動を求めます。
- 4. 市主催事業等の対応**
感染拡大防止の対策が十分に施され、参加者等の安全が確保できる事業等に関しては、実施します。ただし、感染が拡大している過程においては、感染拡大防止の観点から実施方法の変更や延期または中止を判断します。
- 5. 市内公共施設等の対応**
屋外施設を含む各公共施設等における施設開館に当たっての運営方針を定め、方針に従った運用を行います。ただし、感染が拡大している過程においては、感染拡大防止の観点から臨時休業・休館を判断します。
- 6. 市立小・中学校、市内認可保育所及び学童保育所の対応**
 - ①市立小・中学校は児童・生徒の健康・安全を第一と考え、感染拡大防止に向けて、国や東京都の動向を踏まえた適切な対応を行います。
 - ②市内保育所等及び学童保育所は、感染拡大防止に向けて、国や東京都の動向を踏まえた適切な対応を行います。
 - ③今後の感染症の状況も見据え、児童・生徒の家庭での学習機会も確保できるよう、学習環境を整備します。

7. 市内事業者への対応

経済情勢の激変における事業者の不安をできる限り解消するため、緊急融資をはじめとする各々の状況に応じた各種支援策を紹介・活用するとともに、必要に応じ、様々な施策を講じて、事業者の経営の安定化に努めます。

8. 医療機関との連携

ワクチン接種をはじめ、市内感染者への適切な対応や医療崩壊等が生じることのないよう、国分寺市医師会など関係機関との連携強化を継続し、情報共有や必要な支援等を行います。

9. 市民生活の維持に必要な事業等への対応

市民生活に必要な不可欠なごみ収集運搬・処理業務や、高齢者や障害者の生活を維持するうえで欠かせない介護保険・障害福祉サービス事業所が実施する福祉サービス等について、感染拡大防止を図りながら事業が継続されるように、必要な対応を行います。

10. 生活の支援

市民等が置かれている現状や国・東京都等の動向等を注視しつつ、様々な生活支援策を切れ目なく実施します。

11. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を市民へ求めます。

12. 国分寺市の体制

感染拡大防止の観点から、密を回避した職員体制で事務執行を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策によって新たに発生する業務は、弾力的に職員を配置するなど機動的な対応を行います。

13. 市役所窓口での手続き等

感染拡大防止の観点から、外出や接触の機会をできる限り回避するため、市役所窓口での手続き等に関して郵送対応等の積極的な推奨を行うなど、各業務の実施に当たって、来庁者への感染リスクを抑制させるための適切な対応を行います。

14. 新型コロナウイルス対策担当を中心とした機動的な対応

新型コロナウイルス対策担当を中心に、庁内連携による新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に関して機動的な対応を行います。

15. 広報対応

市報、市ホームページ、生活安全・安心メール、市公式ツイッター、掲示板等を活用し、それぞれの広報媒体の特徴を生かした速やかで分かりやすい情報伝達を進めます。

16. 本方針に基づく実施期間

本方針の実施期間は新型コロナウイルス感染症の収束後までを目途としますが、具体的な終了期間は定まず、本方針に基づき、具体的な取組を進め、対応に当たり調整等を要する事項が生じた場合、柔軟に対応していくものとします。